

令和 8 年 9 月 4 日
小山工業高等専門学校

懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

1. 処分年月日 令和 8 年 9 月 4 日

2. 被処分者 教員

3. 処分内容 停職 1 4 日

4. 事案の概要

被処分者は、学生への指導に際し、精神的な苦痛を与える不適切な言動や十分と言えない指導を行い、これらがアカデミック・ハラスメントに該当すると判断しました。

5. 校長のコメント

本校の教員が、ハラスメントを行ったことは、誠に遺憾であり、被害者及び関係の皆様
に深くお詫び申し上げます。

本校として、このことを厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう、教職
員に対する一層の意識啓発を図り再発防止に取り組み、信頼の回復に努めて参ります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

小山工業高等専門学校長

鶴 見 智